



益 田 市

令和 7 年 8 月 26 日
報 道 発 表 資 料

担当課名	総務管財課
担当者名	山本
電話番号	0856-31-0150
FAX 番号	0856-23-4977
E-mail	soumu@city.masuda.lg.jp

第 572 回益田市議会(定例)予定議案について

(初日)

○ 条例案件について(3件)

- ・ 益田市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について
(益田市集客交流戦略会議の廃止と益田市観光戦略会議の新設に伴う所要の改正
施行日：令和7年10月1日)
- ・ 益田市職員の育児休業等に関する条例及び益田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正
施行日：令和7年10月1日)
- ・ 益田市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
(地籍調査結果に基づく益田市立デイサービスセンター清流苑の地番変更に伴う所要の改正
施行日：公布の日)

○ 補正予算について (6 件)

- ・ 令和7年度益田市一般会計補正予算第2号
(補正額 877,425千円 補正後の額 28,816,883千円

別紙資料(財政課作成))
- ・ 令和7年度益田市介護保険特別会計補正予算第1号
(補正額 162,048千円 補正後の額 6,360,144千円
介護給付費準備基金積立金 87,450千円、介護保険費国県支出金等返還金 71,788千円、
前年度繰入金精算金 2,810千円、支払基金交付金、繰越金の補正)
- ・ 令和7年度益田市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号
(補正額 87,995千円 補正後の額 4,653,902千円
国民健康保険事務費 30千円、国民健康保険事業基金積立金 68,592千円、返還金 19,373千円、
県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、国庫支出金の補正)
- ・ 令和7年度益田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号
(補正額 62,158千円 補正後の額 1,728,054千円
後期高齢者医療広域連合保険料等納付金 21,569千円、前年度繰入金精算金 39,604千円、
後期高齢者医療保険料還付金 985千円、後期高齢者医療保険料、繰越金、諸収入の補正)
- ・ 令和7年度益田市駐車場事業特別会計補正予算第1号
(補正額 477千円 補正後の額 26,919千円
駐車場管理運営費477千円、繰入金の補正)
- ・ 令和7年度益田市水道事業会計補正予算第1号
(補正額 収益的収入 36,016千円 補正後の額 1,180,847千円
収益的支出 7,186千円 補正後の額 1,109,503千円
資本的収入 2,717千円 補正後の額 287,466千円
資本的支出 △37,052千円 補正後の額 863,952千円
前年度決算に伴う繰入金等の補正)

○ 人事案件について（1 件）

- ・ 監査委員の選任について
（地方自治法第196条第1項の規定に基づく選任）

○ 決算の認定について（10件）

- ・ 令和6年度益田市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 令和6年度益田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 令和6年度益田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 令和6年度益田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 令和6年度益田市市有林事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 令和6年度益田市匹見財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 令和6年度益田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 令和6年度益田市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（地方自治法第233条第3項の規定に基づく議会の認定）
- ・ 令和6年度益田市下水道事業会計決算の認定について
- ・ 令和6年度益田市水道事業会計決算の認定について
（地方公営企業法第30条第4項の規定に基づく議会の認定）

○ その他議案について（1 件）

- ・ 財産の取得について
（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得処分に関する条例第3条の規定に基づく議決
取得する財産 学習者用コンピュータ 3,542台）

（最終日）

○ 報告案件について（2件）

- ・ 健全化判断比率について
（令和6年度決算に係る健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく報告）
- ・ 資金不足比率について
（令和6年度決算に係る公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく報告）

○ 人事案件について(1 件)

- ・ 人権擁護委員候補者の推薦について
（人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく諮問）